

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

令和6年6月11日  
衆議院

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理、建築物の改修及び産業廃棄物処理のうち、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

(1) 電気の調達

令和5年度において高圧・特別高圧は裾切り方式による入札(注)を行ったが、応札者がなく、随意契約を締結せざるを得なかった。

なお、低圧についても裾切り方式による入札を行ったが、応札者がなく、契約を締結するにいたらなかった。

(注) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況及び再生可能エネルギー導入状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの

(2) 自動車の購入

令和5年度において計1台の自動車を購入したが、その全てにおいて購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

(3) 産業廃棄物処理

令和5年度において契約締結をした1件について、裾切り方式による入札(注<sup>2</sup>)を行い、契約を締結した。

(注<sup>2</sup>) 当該入札の申込者のうち、ISO14001又はエコアクション21等を取得していることを必須条件にし、環境配慮への取り組み状況、優良産廃業者認定の有無、優良業者でない場合には優良基準への適合状況をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とするもの  
なお、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理及び建築物の改修の令和5年度における契約実績はなかった。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

電気の調達、ESCO事業、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、建築物の維持管理及び建築物の改修について、その実施可能性を令和6年度以降も引き続き検討する予定である。